

# 「所得政策」批判について（I）

横山政敏

## 目次

### 序

- 1 「所得政策」の導入をめぐる最近の情勢
- 2 「所得政策」に関わる報告書、レポートの変遷
- 3 「所得政策」の定義と分類、
- 4 「所得政策」批判

### 序

昭和35年以來、わが国では物価は持続的に上昇してきたが、しかし近時の物価の騰貴はその激しさにおいて従来のものとは異質である。それは「異常物価」「悪性インフレ」などといふいわれ方をしているほどのものである。従来の物価上昇は消費者物価指数で、年率平均5%くらいのものであったが、昭和47年頃からのそれは年に30%前後も上昇するという、まさに異常な騰貴であった。又、従来は主に消費者物価が騰貴し、卸売物価は安定していたのに、近時はその卸売物価が消費者物価よりもより激しく騰貴している。さらに、地価の昂騰も加わり、近時のインフレはまことに深刻なものである。このように、消費者物価騰貴、卸売物価安定型から消費者物価・卸売物価連動型への物価構造の変化を伴った近時の深刻なインフレは、従来のスリーピング・インフレーションに対し、ギャロップ・インフレーションともいいうるものである。

さらに、近時のインフレーションは単にその激しさだけではなく、スタグフ

レーション、世界インフレーションの一環というところに特徴をもつ。又、昨年中頃より始まった「物不足」や「石油危機」などがインフレーションの促進要因として作用した点も特徴である。

1970年不況以来の世界のインフレーションは、従来のそれが「高度成長」下のインフレーションにあったのに対し、景気停滞下の物価騰貴、所謂stagflationであった。この現象自体は既に1957～58年の不況期にアメリカにおいて見られたのであるが、それがかなり深刻なものとなり、かなり多くの国で見られるようになつたのは1970年の不況を境にしてである。又、近時のこの異常な物価騰貴はわが国にのみ見られる現象ではなく、程度の差こそあれ、後進国をも含めた世界のほとんどの資本主義国に見られる共通の現象である。そして、それは世界各国で労働組合を中心に激しい闘い・大規模なストライキなどを引き起こし、数々の政治的危機を生み出し、資本主義の全般的危機の第3段階を特徴付けている。

ところで、今年の5月頃から、物価は鎮静しつつあるなどと政府、財界サイドからの宣伝が盛んに行なわれたが、しかし物価は安定どころか、今もって激しい騰勢傾向をもち続けている。総理府統計局の発表によれば、東京都区部の消費者物価の上昇は、確かに4月に前月比3.3%という暴騰を記録して以来、5月に0.1%，6月に0.7%と騰勢を弱めたが、7月に至るや2.2%（7月26日発表の速報値）と再び急上昇した。同物価の総合は昭和45年を100とすると、145となつたのである。

昨年よりのこのような悪性インフレの中で、実質賃金は低下し、貯蓄は減価し、国民の生活は日々脅かされ、国民の不満と不安は日々つのっている。今や物価問題は国民の最大の関心事となっている。インフレーションは貨幣価値を低下させ、貯蓄を減価させ、勤労国民に損害を与える一方、債務者の負債額の実質的減価を通じ債務者利潤を資本に与えている。これは所得分配をゆがめ、社会的不公正を助長する一因として作用する。又、インフレーションは、その他のルートを通じ、大資本に巨大な利得を、国民大衆にフロー、ストック両面で著しい損害を与え、所得分配の不公正を一層強いものにしている。かくしてインフ

レーションは福祉社会の実現という経済目標の実現を日々、破壊しているのである。今年の1月、昭和40年以来9年ぶりにマイナスに落ちた実質賃金の対前月比上昇率はそれ以来4月まで連続マイナス値を示した。

このような中で、当然、強力な春闘が闘われ、平均32%，額にして28,000円という至上最高のベアが実現された。しかし、それは、前年同月比30%にもなるとする物価の異常騰貴の中で、実質的ベアとしてはわずかなものでしかなかった。労働省の5月の「毎月勤労統計調査」によると、5月になって、春闘の結果やっと実質賃金がプラス値を示したが、それは32%の賃上げにもかかわらず、前年同月比6.5%増にすぎなかったのである。

## 1 「所得政策」の導入をめぐる最近の情勢

しかし、このような異常な物価騰貴の下、実質的にはさほどのベアとはいえない春闘による賃金の32%の引上げを批難し、政府は所謂「賃金・物価の悪循環」論を理論的基礎に、それは物価を9%近く上昇させるなどと宣伝しつつ、賃金抑制策としての「所得政策」の導入を企図した数多くの発言を春闘を境にして、盛んにおこなってきた。昨年来、買い占め、売り惜しみ、独占価格の設定等で、大資本があげた膨大な不当利得のごく一部のはきだしに過ぎない、この賃上げを批難し、インフレ対策との口実の下、賃金を抑制しようというのである。この「所得政策」は従来繰り返し、政府、独占によって提起されながらも、棚上げにされてきたものであるが、それをこの期に本格的に導入しようというのである<sup>1)</sup>。

従来、日経連あたりはこの「所得政策」導入に関してはあまり積極的ではな

1) とはいものの、「所得政策」は、実際には、既に例えば、炭鉱『合理化計画』に組み込まれている『賃金計画』、『所得政策』的発想である「宮沢構想」に基づく昭和43年の「総合予算主義」の国家予算、或は「新経済社会発展計画」における賃金数値の明示等々という形で、部分的に、萌芽的に実施されているのである。又、最近では「国民生活安定緊急措置法」に基づく灯油、プロパンガス、チリ紙、トイレットペーパーの四品目についての「標準価格」の設定、基礎物資・生活関連物資53品目の価格凍結、それらの値上げについての事前許可制、「会社臨時特別税」の新設等との日本版「所得政策」ともいうべきものが既に採用されているのである（日本経済新聞、49・7・1朝刊、「不安の中の日本経済」（11））。

かったかに一般にいわれている。例えば、次の桜田武日経連代表常任理事の言葉はそのことを裏付けているかに見える。「所得政策は労働組合側も企業側も拒否反応が強く、実施には非常な困難と無理がある。従って、財政・金融・通貨政策を活用して、西ドイツが取り組んでいる実情も参考にしながら、インフレ心理の解消、消費生活の抑制、節約、経営道義高揚を図るための国民運動を開催し、労使協力して緊急事態に対処するほかない」<sup>2)</sup>。確かに、従来国民的コンセンサスのない現状における実現性の問題さらには統制色強化への懸念が財界に「所得政策」導入への一種のためらいをもたらしていたことは事実である。上の発言もこの点を一面においてあらわしている。この意味で、上の発言は確かに「所得政策」の即時的導入に関しては反対している。しかし、それは「所得政策」的発想そのものを否定しているというのでは決してない。日経連が「所得政策」的発想そのものを否定していないことは、例えば1973年版小冊子「日本の労動事情」における「日経連提唱の生産性基準原理を補完する考え方に基づき労使・官民協力してインフレ対策の実施に当るべきだ」という文章を見ただけでも明らかである。ここで生産性基準原理というのは、日経連が昭和44年11月「賃金決定における生産性基準原理の解説」を出し、初めて提唱したものである。それは要するに各業種別にガイド・ポストを設け、各業種ごとにその賃金上昇率を生産性上昇率の枠内におさえんとするものである。これは「所得政策的」発想そのものである。その理論的基礎となるものは  $\dot{P} = \dot{w} - \dot{\pi} - \dot{s}$  で示される恒等式である。つまり、労働分配率( $s$ )を不変とすれば、物価( $P$ )を安定させるためには賃金上昇率( $w$ )を、生産性上昇率( $\pi$ )の枠内におさえねばならないという考え方である<sup>3)</sup>。このように、日経連は既に生産性基準原理という形で「所得政策」的発想そのものを導入しているのであるが、それを労使・官民協力のもと、本格的「所得政策」へ移行させていきたいというのが日経連の真意である。しかし、現状で

2) 『日経連タイムス』昭和48年12月6日付。

3) この式は定義的恒等式であり、因果関係を示すものではない。従ってこの式は次のようにも読める。もし、労働分配率が高まるなら、仮令、賃金上昇率が生産性上昇率を上回っても価格は不变であります。

は労働組合の強い反発をうけることは必至であるので、所謂国民的コンセンサス作りをしてから、「所得政策」を導入しようというのがさきほどの発言の裏にかくされている真意である。

日経連は同様の趣旨の事を12月24日発表の「インフレ問題についての見解」の中でも述べ、盛んにインフレ克服のための労使協力なるものを宣伝している。そこでは現状の日本経済が本格的インフレ段階にあると規定され、インフレ克服のために労使協力の緊要なることを解き、「企業経営者としては、企業存続に必要な最小限までの利潤の低下は覚悟のうえ、製品価格の引上げを自粛する」ので、「労働者も製品のコスト・アップにつながり、個人消費支出をふやす大幅な賃上げ要求をこのさい自制してほしい」などと要請している。これは明らかに労使協力なる口実の下、労働組合の交渉力を奪い、企業利潤の増大を目論もうとする意図なのである。つまり、従来もっていた「所得政策」に対するためらいを捨てて、コンセンサス作りを積極的にやっていこうというのである。そして、昭和49年にいたるや、日経連は春闘を控え、「今次春闘にあたっての心構え」などにおいて、その「所得政策」導入への意図をはっきり述べるに至ったのである。

この同じ企図を関西経済同友会などはもっと率直に発言し、昭和48年11月「インフレ問題とその対策」と題する提言の中で官民・労使代表による「所得政策」の検討の開始を今、すぐ始めるべきだと強調している。

桐井忠夫氏によれば、このような財界の「所得政策」導入への強い野心をうけて、「所得政策」への偽偽的国民的合意形成のために、例えば某新聞の世論調査などが利用されたとのことである。その新聞は昭和48年10月19日発表の世論調査の中で「物価の値上がりを一切認めないかわりに、賃金の引上げも一定期間ストップさせる方法（所得政策）を日本に適用させることに賛成ですか」という質問を行ない、その解答結果（賛成43.3%，反対31.3%）から、「国民的合意の芽生えも感じられる」と結論づけ、一種の世論誘導を行なっているとのことである<sup>4)</sup>。

昭和49年も4月の春闘期に至るや、頻繁に「所得政策」導入の必要性が政府

4) 桐井忠夫「74年春闘と反独占の闘い」、日教組『教育評論』1973.12、98頁。

・財界から叫ばれるようになった。例えば日本銀行総裁は4月11日定例記者会見で「いま所得政策を導入するいいチャンス」であると述べ、「所得政策」導入の必要性を説いている。又、昨年末の通常国会で現状はインフレではない。「インフレという言葉を使わるのは、それを使うと所得政策につながるからだ」といい、「所得政策を導入するような事態になれば、政治責任をとる」とも強弁していた田中首相が、4月27日にはフジテレビで、「来年は賃金を20%上げなければならぬような情勢をつくってはならない。来年は10%台で抑えるとの前提条件をつくらなければならない」と述べ、「所得政策」導入について「企画庁と大蔵省を中心に勉強しているが、各党も勉強してもらいたい」などと述べている。又、首相は5月5日付政府公報紙で労働裁判所構想を表明し、ついで5月9日、日経連第27回定時総会での挨拶で「所得政策」導入を示唆する発言をした。又、福田蔵相も、5月23日衆院決算委員会において、来年の春闘では「ガイド・ラインができることが好ましい」と表明している。

「所得政策」導入という田中首相の方針にしたがって、経済企画庁は、5月15日に「賃金、物価悪循環」論に基づき「大幅賃上げによる物価への影響」<sup>5)</sup>と題する分析をまとめ、「今年の春闘での平均32%の賃上げによって消費者物価が9.9%，卸売物価が9.5%上昇する」とした。尚、この企画庁の分析とは対照的に労働省は同じ日に「大幅賃上げとその問題について」<sup>6)</sup>をまとめ、「所得政策不要」論を展開した。しかし、のち、この見解も、8月8日の長谷川労働大臣・関西財界との懇談会での「賃上げが物価を引き上げる」という主張によってくつがえされるにいたるのである。

最近では、7月29日の自民党両院議員総会で首相は、「諸外国の例を勉強したうえで」と前置きしたうえで、「所得政策」と増税問題を具体的に検討する意向を明らかにした。「イージー（安易）は許されぬ。たとえ自民党支持が半減しても

5) 又、5月22日には「春季賃上げの影響と今後の経済運営」という分析をまとめ、30%をこえる本年度賃上げ率は産業平均の生産者価格を9%程度、卸売物価を9.5%、消費者物価を10%程度上昇させると結論している。

6) 又、6月3日に「大幅賃上げの性格と今後の課題」という同じ内容の分析をまとめた。

量から質への政策を進めねばならない」と強調し、「所得政策」の導入を示唆した。又、日経連の桜田武会長も7月27日経営トップセミナーの挨拶で、業種別、地域別賃金ガイド・ラインの設置を提起し、「所得政策」導入を示唆する発言をした。

さらに、今日ではガイド・ラインの基準設定についての具体的な試案まで示されている。例えば佐々木経済企画庁調査局参事官は、賃金のガイド・ラインは昭和50年度消費者物価上昇率（見通し）プラス同年度の労働主産性上昇率（見通し）とし、見通し以上に物価が上昇した場合はそれにスライドさせて、再賃上げを認めるという試案を示している。又、田中首相は7月10日の産業構造審議会において、インフレを抑制するために「適正な賃金率」として50年16%，50年14%，52年12%という数値を示している。

又、最近、自民党の労働問題調査会（原健三郎）は勤労者財産形成制度の拡充などの福祉政策と賃金ガイド・ラインの設定とを抱き合せた『福祉型所得政策』などをも検討している。さらに自民党の早川崇国民運動本部長ら有志議員は、今年5月13日、「物価安定特別措置法案要綱」を試案の形でまとめ、「所得政策的」発想に基づいた所謂早川案を明らかにした。同試案は物価安定のために、民間余剰資金吸収のための特別国債発行・政令による設備投資の抑制などとともに、一定基準以上の労務費を経費として認めず、課税措置を行なうという形での間接的所得政策の導入を示唆した。それは「資本金10億円以上の営利法人が政府の設定するガイド・ポストを超える労務費を支払った時は、その限度を超える労務費は税法上の経費として計上することを認めない」というものである。このような自民党による、「新しい所得政策」や「日本の所得政策」の積極的提案のきっかけとなったのは、昨年2月、日本生産性本部の「賃金、物価、生産性研究部会」（代表委員丸尾真美中央大学教授）が出した『福祉極大化と物価安定への提言—所得政策への新しい接近—』であった。この提言がいう「新しい所得政策」とは、福祉極大化と物価安定の観点から、規制対象を賃金、価格のみならず、資本利得（キャタピタル・ゲイン）や資産価格にまで広げた「所得政策」である。

この提言で注目すべき点は、資本利得、資産価格をも対象とした広義の「所

得政策」・「新しい所得政策」の提唱と、経済成長と消費者物価上昇との間のトレード・オフ関係を全面的に否定し、総需要抑制は経済停滞をもたらし、コスト圧迫から、stagflationを一層強めるとして、それにかわるものとして「新しい所得政策」の導入の必要性を唱いたことである。

ところで、この提言の真意は、春闘共闘委員会の昭和49年度『賃金白書』の指摘するように、福祉実現と物価安定とを目標に掲げ、福祉実現のためには、物価安定が必要であるが、物価は賃金上昇によって騰貴するから、福祉実現のためには賃金は抑制されなければならないとする点にある。つまり、福祉実現と賃金上昇は相容れないものとして、福祉実現のため賃金抑制の必要を強調するのである。

以上にみられるような最近の政府、独占の「所得政策」導入への動きに関しては労働四団体は一応、一致して反対している。春闘共闘委員会は、昭和49年度『賃金白書』において「インフレの被害者を加害者にしたてあげようとする所得政策を断固として排除し、あらゆる労働者によりかけて生活防衛の春闘を組織しよう」と述べ、政府、独占資本の「総合的所得政策」や「第三の所得政策」という新しい日本の所得政策あるいは財産形成拡充政策の賃金抑制策としての本質、その反労働者性を指摘している。又、『74年春闘の中間総括』においても「所得政策の提起はいかなる形のものにしろ、賃金抑制を狙ったものであることは間違いない」と述べ、この立場を強調し、「所得政策」の偽偽性を強調している。

次に、全日本労働総同盟の「所得政策」に対する立場であるが、昭和49年度『賃金白書』において「政府・経営者はさらに、将来、日本経済がstagflation（不況下の物価上昇）に陥る可能性があるとして、賃金上昇抑制の必要性を強調している。それは生産性基準原理といおうと、惑は総需要抑制政策といおうと結局は賃金上昇を生産性上昇の枠内に抑制しようとする所得政策であることに間違いない」と認識し、「賃金はあくまで労使の自主的交渉によって決定されるべきであるという基本的原則に立って、われわれはすべての所得政策の導入に対して断固として反対する」と述べている。又、『74年度賃闘の成果と課題』は「彼等は一政府、ジャーナリズムの一部は、著者一口を開けば、所

得政策は決して賃金のみの抑制を意図するものではないといっているが、それは隠れミノであり、その関心の最大の焦点が賃金抑制にあることは誰の目にも明らかである」と述べ、「所得政策」の賃金抑制策としての本質を批判している。

しかし、このような「所得政策」に対する強い反対の意と「生活・福祉の向上をめざす賃金、経済計画」として再現された、一種のガイド・ラインの設定である、同盟の長期賃金計画との間には明らかな矛盾がありしないだろうか。<sup>7)</sup>

## 2 「所得政策」に関わる報告書、レポートの変遷

わが国において「所得政策」が問題にされるようになったのは比較的最近のことである。「所得政策」導入がはじめて政府筋から示唆されたのは、昭和39年、当時の高橋経済企画庁長官の記者会見での発言においてであった。そして昭和42年に発表された「経済社会的発展計画」において、「価格形成・各種所得配分・資源活用など価格問題の基本的事項について、国民経済との関連において長期的立場から研究調査を行なう体制を整備する」と述べられ、これに基づいて、首相の諮問機関である経済審議会の総合部会の委嘱により「物価・賃金・所得・生産性委員会」（態谷尚夫阪大教授を主査とする）が組織された。

「日本経済の現状における賃金と物価の上昇過程とその要因を分析し……とくに物価、賃金、所得、生産性について調和のとれた関係の維持を目的とする『所得政策』の理論的基礎を検討する」（態谷報告書）目的で設置された同委員会は昭和43年11月に『物価安定と所得政策』<sup>8)</sup>と題する報告書（通称態谷報告書）を発表し、わが国における「所得政策」論議の口火を切った。

同報告書は、「所得政策」を「経済成長と適度な物価安定」を達するための、つまり「失業と物価あるいは成長と物価のトレード・オフ曲線を好ましい方向にシフトさせる」ための一つの政策であるとする。そして、同報告書は、「所得政策」

7) 又、新産別も「所得政策」は「必要がないし、その多くの論は『現実感覚を欠いた空きわぎだ』」としている（「『所得政策』をかく考える」大谷徹太郎書記長、『賃金と社会保障』No.654、12ページ）。

8) この報告書は熊谷氏のほか、氏原正治郎東大教授、尾崎巖太郎教授、小宮隆太郎東大助教授、渡部経彦京大教授の6人で作成された。

を独占禁止法の拡充強化、関税の輸入制限、割当制等貿易制限措置の撤廃による国際的競争の促進、「政府の価格決定への関与と価格補助的行動」の漸進的廃止減少、労働市場において経済メカニズムが効果的に働くようにする政策等々の、市場価格機能の有効な作用をねらいとする正統的諸政策の、一つの補完政策として位置付けている。基準については「全経済にわたる主要指標を整合的に表示しうるような方式」によって選択されるべきであり、それは国民的コンセンサスを得るべく、科学的で、中立的でなければならないとされている。手段は自主性を尊重した「説得による誘導」によるべきとされている。

報告書が「所得政策」の効果的実施のための条件としているのは、政策目標についてのコンセンサス、基準の科学性と中立性、政策の整合性、自主性尊重、負担の公平、政府と民間の責任である。そして報告書が考える「経済成長と物価安定との両立」の目的達成のための具体的手段は「第一に大企業での賃上げをみずから企業の生産性上昇率よりも一段と低くおさえ、こうして社会全体として生産性上昇率以下に賃上げ率を押えることであり、第二に食糧管理制度をやめ、『農業構造改善事業』をおしそすめて生産者米価を低くおさえて、第三に中小企業の生産性を高めつつ価格の上昇を抑制する政策をすすめること」なのである。

ところで、報告書の物価分析の理論的背景の一つをなすのは「生産性格差インフレ」論である。報告書によれば、わが国における昭和35年以降の持続的物価上昇は、「経済成長にともなう労働所得の上昇と各業種別の生産性上昇率格差とによってもたらされた大幅な相対価格構造の変化にともなう現象」だということになるのである。又、「『経済成長』がすすめば失業が減り賃金があがる。そして賃金の上昇率が増大すれば物価上昇率も増大する。とくに『経済成長』がすすむにつれて、生産性の高い大企業の労働組合が生産性の上昇にみあった賃上げを『団体交渉』によって実現する。すると『労働力不足』と『労働力流動化』のもとで『賃金の平準化傾向』がすすむもとで、生産性の低い中小企業では生産性の増大をこえる賃上げがすすみ、この結果、中小企業では『賃金コスト』が上昇し、その圧力によって商品の価格が上昇する」というのである。

ついで、昭和45年12月15日に大川一司一橋大学教授を主査とする日本経済調査協議会の研究委員会は、レポート「経済成長と物価、賃金に関する基本的分析」を作成した。<sup>9)</sup>

このレポートの物価問題に対する基本的認識も熊谷報告書同様「生産性格差インフレ」論である。レポートは物価上昇の跛行性、「価格が安定した部分とたえず上昇する部分との共存」に注目し、「日本経済は総需要の急速な拡大・需給ギャップの縮少という高度成長経済に共通する側面をもつとともに、生産性格差の拡大による賃金コスト上昇率の跛行性が強まり、部門別価格上昇率の格差拡大という性格を強め、両者が互いに影響しあいながら持続的物価上昇をつくり出すことになった」と述べている。

ところで、レポートは「日本の物価上昇は賃金、物価の悪循環の性質をもっていない」というとらえ方を基礎に、上に掲げた基本認識に基づいて、物価安定のために「資源配分、とりわけ投資配分に関する政策を組織的に樹立することが、その主軸となるべきである」との提言をしている。そして、これに付随して三つの説明が与えられている。一つは後進部門の近代化投資は先進部門への投資をそれだけ制限することにより、経済成長をそれだけにぶらせる、という代償を支払わねばならぬ。いづれをとるかは政府の選択決意の問題である。そのためにこのトレード・オフの関係に関するより精密な量的分析が必要となる。

第二に、この政策はこれまでの物価抑制策と排他的でなく、補完的である。第三に、この政策と対立する政策理念、所謂「所得政策」には、それが賃金上昇率を実質生産性上昇率の範囲に抑制するという意味なら、次の3点の理由からして賛成できない。①「高度成長」下における労働分配率の低下傾向②卸売物価の最近の上昇傾向は若干の輸入インフレ効果と短期的需要強調によるもので、かかる短期現象に対しては総需要政策が有効である ③「より長期的に考えて

9) 大川委員会の委員一小野旭成蹊大学経済学部助教授、佐々木孝夫経済企画庁長官官房会計課長、島田晴雄慶應義塾大学経済学部助手、辻村江太郎慶應義塾大学経済学部教授、中村厚史経済企画庁経済研究所員、野田孜経済企画庁経済研究所国民所得部長、南亮雄一ツ橋大学経済研究所助教授。

コスト・プッシュが近代部門の産出価格に作用するという見解をとるのであれば、それは賃金と同時に利潤を問題とすべきであろう」。かかる理由で現状における「所得政策」導入に反対している。そして「まことの意味で所得政策を本格的にとり上げるというのであれば、近代部門での生産性上昇が産出価格の低下となるような所得形成が目標となるべきであろう」と述べている。

この「所得政策時機尚早」論の立場にたった、財界の調査機関である日本経済調査協議会に設置された研究委員会のレポートは財界側に一種の混乱と動搖を与えた。一時は「大川レポートをたな上げて、新しく検討し直す」などの決定をさえ、日経調首脳会議はしたのである（昭和45年12月16日夕方）。しかし、大川レポートの基本認識、「生産性格差インフレ」論を基礎にした物価分析において、レポートの考えと財界の考えに基本的不一致はないとの認識が定着するにいたるや、日経調は1月末にレポートを解禁公表したのである。

ところで、「態谷報告書」はその序において、この報告書はあくまで「所得政策」の原理的考察にとどまるものであり、実施上の具体的問題点に関しては別の機関により、より実際的研究を行なう必要があると述べているのだが、ここでいう「別の機関」として馬場委員会<sup>10</sup>（経済審議会に設置された「物価、賃金、所得、生産性検討委員会」、主査馬場啓之助一橋大学教授）が昭和45年に発促した。同委員会は折柄、作成中の「新経済社会発展計画」に賃金数値を表示することの可否、公共部門の賃金決定等の実際的問題を検討した。そして、実際「新経済社会発展計画」にこの委員会が提供した賃金数値が盛り込まれたのである。

昭和45年9月、馬場委員会のあとをうけ、「所得政策」導入を検討するため、経済審議会の総合部会の委嘱により、隅谷三喜男東大教授を委員長とする「物価、所得、生産性委員会」（メンバー11人）が設置された。そして、同委員会は約2年後の昭和47年5月23日に『現代インフレと所得政策』（通称『隅谷委員会報告』）と題する最終報告書を発表した。

その内容の骨子は次のようになる。「所得政策」の導入の条件は賃金や物価が

---

10) 委員は馬場氏のほか、江幡清朝日新聞社論説主幹、向坂正男日本エネルギー経済研究所長、堀秀夫雇用促進事業団理事長。

市場の自由なメカニズムの中で決定されず、労働組合や企業の市場支配力で決定されるようなコストインフレが生じているということである。ところで、わが国の現状においては労働市場や生産物市場から、労働組合の市場支配力や企業の支配力は検出できない。従って、「所得政策」導入の必要性は現在のところないというのが報告書の結論である。

報告書によれば、わが国の労働組合の力は諸外国ほど強くなく、春闘方式による賃金決定はその規模、影響力が増大しているものの、組合の市場支配力は賃金決定における必ずしも大きな要因とはなっていず、賃金決定はむしろ労働の需給要因によってなされている。最近の賃金上昇傾向も労働需給の窮迫という一般的経済情勢をかなり反映しているのであって、物価と賃金に直接的関連はないというのである。その根拠として、労働組合の市場支配力をあらわす春季総争議件数と賃上げ率との相関関係は比較的薄いが、労働力需給を表わすものとして的一般求人倍率と賃上げ率との相関は深いということをあげている。又、報告書は、不況期における価格の下方硬直性の弱さなどをあげ、生産物市場での価格支配力の存在をも否定している。昭和30年後半以降の持続的物価騰貴の原因是、労働力需給逼迫下での賃金の高位平準化に伴う、低生産性分野での価格の相対的上昇が主なものであり、管理価格が一般化したとはいえないというのが報告書の認識である。

従って、現状においてはハードな「所得政策」導入の必要性はないと結論するのである（但し、ソフトな「所得政策」の必要の生じる可能性は認めているが）。そしてこのようにハードな「所得政策」導入の必要性を否定した報告書は物価問題対策の基本を競争条件の徹底的整備に求めるのである。

### 3 「所得政策」の定義と分類

所得政策という言葉は1962年に英国政府の『所得政策白書』（「所得白書一つの段階」）において初めて用いられた。ところで、この所得政策（incomes policy）なる用語自体が、その政策の賃金抑制策という本質的内容をおおいからし、それを「超階級的」で、「社会的合理性」にかなったものと印象付けよう

とするための一つの欺瞞であったことはエフ・ブルジャーロフ<sup>11)</sup> やJ.R.Campbell<sup>12)</sup> の指摘するとおりである。尚、この点は後論で明らかにされている。

「所得政策」は、国家独占資本主義の矛盾の展開を背景に、1960年代初め頃からイギリス、アメリカなどで「物価安定」策として実施されはじめ、のち、多くの欧米の資本主義諸国に導入され今では日本、西独、オーストラリア、スイスを除くすべてのO E C D加盟諸国で実施されるに至っている。

では、この「所得政策」は如何に定義付けられるのであろうか。この定義付けは必ずしも容易ではない。なぜなら、「所得政策」に対するとらえ方は、人によって、又、国によって多種多様であり、必ずしも一定せず、その定型らしきものがないからである。

1967年に出された国連の報告書『戦後ヨーロッパにおける所得』は、「所得政策」を「労働および資本の報酬の水準と構造とに対して、また世帯と企業への国民所得の分配に対して、ある程度の直接的、集団的統制を確保しようとする努力」<sup>13)</sup> と定義している。カナダ経済審議会研究報告の定義付けは、「政府が所得と物価に対し、特定の基準あるいはガイドを開発すること、および種々の形の公的の圧力を通じて賃金や物価を基準ないしガイドに接近させようとする試みである」というものである。又、1964年E E C委員会の勧告によれば、「所得政策」は形式的には「就業者一人当たりの名目所得の増大が、おなじくその一人あたりの実質国民主産物の増加率に並行する」ようにすることとして理解されている。

では、わが国における「所得政策」の定義付けはどうであろうか。「物価、賃金、所得、生産性研究委員会」の報告書『物価安定と所得政策』は、「経済成長および完全雇用を維持しつつ適度な物価安定を確保するために、政府に中立的

11) エフ・ブルジャーロフ「『所得政策』と労働者階級」、国際関係研究所訳編『世界経済と国際関係』1969年春季号、256頁。

12) J. R. Campbell "The Development of Incomes Policy in Britain" Marxism Today March, 1965.

13) Incomes in Postwar Europe, A Study of Policies, Growth and Distribution. Geneva, 1967.

な性格の委員会を設置して、賃金およびその他の所得と製品価格について妥当な額を設定し、可能な限り、それにしたがうような『説得による誘導』をおこなう政策」と「所得政策」を定義付けている。又、「物価、所得、生産性委員会」の報告書『現代イルフレと所得政策』は、「所得政策」を「実質生産量の伸びを上回る名目分配所得の伸びを抑制することを意図して、生産要素報酬率に直接影響を与える政策」つまり「分配所得が生産を上回ることから起きるいわゆるコスト・インフレを抑制するため、政府が賃金、利潤、利子、配当、地代などに直接影響を与える政策」と定義している。さらに、日本生産性本部が昭和48年2月12日に発表した『福祉極大化と物価安定』と題する提言は「所得政策」を「物価安定と分配の公正を通して国民福祉を極大にする政策」と定義付けている。

これらの内外の諸定義からおして、「所得政策」とは、一般的ブルジョア的定義付けに基づけば、およそ次のようになるであろう。物価安定と完全雇用との両立、分配の公正化、国際収支改善等の目的のため、賃金をはじめとする諸所得や価格を、国民的合意のもと、「非強制的誘導的方法」によるか、直接的強制によるか、或は労使の自主規制によるか、いづれかの方法で妥当な額に接近させようとする努力、就中賃金上昇率を生産性上昇率の枠内におさえようとする努力、それが「所得政策」である。

ところで、この「所得政策」の定義は「所得政策」を美辞麗句で装っているが、その本質を何らいいあらわしてはいない。「所得政策」の登場の背景を見れば明らかのように、「所得政策」の本質は国家独占資本主義の必然的賃金抑制策なのである。1960年代にはいって「所得政策」が初めて本格的に登場したのは何らかの偶然によるものではなく、それなりの必然性があったのである。その登場は国家独占資本主義の危機の展開と強い関連をもっている。それは戦後国家独占資本主義の、「有効需要」の人為的創出による景気刺激のためのイルフレ政策を槓桿とした強力な「経済成長政策」、強蓄積政策の必然的結果である。戦後一貫した強蓄積政策の強行はその展開に応じ、物価騰貴を中心とする諸矛盾を生ぜしめ、1960年代初頭にはかかる矛盾は一定程度累積され、それに応じ

矛盾解決の必要性が生じた。国家独占資本主義の恒常的インフレ政策による物価騰貴の一般化、クリーピング・インフレーションは、労働者階級を中心とする勤労国民の生活不安と不満をつのらせ、階級闘争、革命闘争を力付けると共に、国際収支悪化による強蓄積政策の破綻の危険性をもたらした。又、その強蓄積政策の展開の中でつくりだされた「完全雇用」的現象は労働組合の組織化の前進と相俟って、労働者階級の賃金闘争有利化の条件を形成し、実質賃金上昇傾向をもたらした。これらは明らかに資本の強蓄積政策にとっての矛盾であった。ところが、1950年代末期にアメリカにあらわれ、それ以後、先進資本主義諸国において一般化したスタグフレーション（不況下のインフレ）の進行の下、国家独占資本主義は景気打開のため依然インフレ政策をとりつつ、他方「合理化」攻勢を進めねばならず、その一環として新しい賃金抑制策を必要としたのである。かかる状況の中で、これらの矛盾を解決する新しい国家独占資本主義の政策として、労働者階級を階級闘争や革命闘争から引きはなし、賃金を統制し、独占の利潤条件を整備し、強蓄積政策を一層強行せしめるための政策として「所得政策」が60年代初めに登場したのである。従って、「所得政策」は、かかる登場の経緯からして、ブルジョア学者たちが、それは賃金をはじめとする諸所得や価格を対象とするとか、国民的合意を必要とするとかいって、如何に科学的で公正なるものだと印象付けをしようとしても、その国家独占資本主義的賃金抑制策としての本質は明らかである。従って、「所得政策」のもつ階級的性格を隠蔽しようとする上述のようなブルジョア的定義付けは科学的装いをとりつつも、実は非科学である。

ところで定義付けのところでも少しふれたように、一口に「所得政策」といっても、色々のタイプがある。それを簡単に示しておこう。『隅谷委員会報告』によると「所得政策」はその基準と手段とによって次のようにタイプわけされる。  
(基準)

- (1) 賃金・物価を現行水準に凍結
- (2) 全般的生産性基準——全産業の賃金上昇率を経済全体における過去の趨勢的労働生産性の上昇率に等しくする。

- (3) 部門別生産性基準——各産業の賃金上昇率をその産業の生産性上昇率に等しくする。
- (4) 賃金上昇率を全般的生産性上昇率に消費者物価上昇率をプラスしたものに等しくする。
- (5) 予測方式——包括的計量モデルとの予測ないし計画から導かれる事前の賃金上昇率を採用
  - (手段)
    - (1) 政府が賃金、物価の望ましい数値としてガイド・ライン（誘導指標）を示し、何ら強制力に裏付けられることなく経済主体の自制的行動を期待するソフトな方法
    - (2) ガイド・ラインの設定と同時に政府が民間部門に対し非公式介入を行ない直接的説得、誘導をおこなう方法
    - (3) 公共部門の賃金や価格の直接的支配を通じ、政府が民間部門の賃金や物価の上昇を抑制せんとする方法
    - (4) 労働者・経営者・学識経験者・政府を含む委員会を設け、物価、所得の交渉をおこなう方式
    - (5) 1971年8月15日発表の、ニクソンの新経済政策による「賃金・物価の90日間凍結」に見られるような、物価、賃金凍結という厳しい政府統制型の一番ハードな「所得政策」

以上のように、「所得政策」のタイプを紹介した上で、『報告書』は基準の点では全般的生産性基準(2)を、手段では(1)ないしは(4)を妥当なものとする。

又、財団法人日本生産性本部の提言『福祉極大化と物価安定』による「所得政策」のタイプわけは次のようになる。

(目的)

- ① 物価安定
- ② ①および国際収支の安定、完全雇用の維持、経済成長（成長抑制なし停滯を避ける）

③ ①②および所得分配の公正化

(対象)

① 賃金のみあるいは賃金と価格のみ

② ①およびその他の諸所得（利潤、利子、地代、家賃、自営業所得、資本利得等）

③ ①②および諸所得を間接的に規定する諸要因

- |     |                            |
|-----|----------------------------|
| ①   | 労働組合の交渉力の強化                |
| (ロ) | 企業の独占力の排除                  |
|     | 積極的労働市場政策<br>分配平等化と勤労者福祉改善 |

(手段)

- ① 強制・立法措置
- ② 誘導・説得
- ③ 労使等による自主規制

(主体)

- ① 政府・官庁
- ② 労使等代表の参加した政府の政策機関
- ③ 労使等の当事者だけによる自主規制機関

このように「所得政策」の分類分けをしたのち、同提言は、一般に「所得政策」というと目的・対象・手段・主体とも①でおこなう場合と解されているが、これは分配の公正という点からも、民主主義ないし自由の尊重という点からも好ましくないものとして批判が強いと述べている。さらに、いづれも②で行なうタイプも分配の公正の観点からみて好ましくないものとしてしりぞけ、最も望ましいタイプはいづれも③で行なう場合であるとしている。

『態谷報告書』の場合は、『所得政策』をハードな公的直接統制と单なる要望、勧告のちょうど中間に位置する自発的統制(voluntary Control)と理解している。又、その基準については経済全体の平均生産性上昇率ではなく、「全経済にわたる主要指標を整合的に表わしうるような方式」によって選ばれるほうが適當

であるとしている。さらに、基準は「あくまでも行動の指針」にすぎず、「各経済主体の自主的行動を拘束するものではなく、むしろ各々の経済主体が行動を決定する場合に共通の判断資料として役立つ原則というべきものであろう」として、基準に対する絶対的拘束性を否定している。

ところで、今まで見てきた『熊谷報告書』、『隅谷報告書』、日本生産性本部の提言、これらはいづれも所得政策の方式として「説得による誘導」というソフトな方式を提唱している。しかし、「所得政策」の内実が賃金抑制である以上、「説得による誘導」方式は労働者の強力な反対の下で、その実現性は困難である。これはアメリカやイギリスにおける過去の「所得政策」の「失敗」の経験を見ても明らかなるところである。従って、賃金抑制を内実とする「所得政策」が成功を収めるためには、必ず、かなりハードな強権、強制を必要とする。それ故に「所得政策」は本質的に強権的、強制的なものであるといえるのである。ところで、日銀調査局論文によれば、欧米「所得政策」のパターンの推移は50年代以前の話し合い方式から、60年代には誘導方式に、70年代には規制方式へとかわっている。<sup>14)</sup> 60年代の誘導方式が労働組合の強い反対で失敗に帰すや、70年代に至り、より強制的な規制方式が現実のものとなっているのである。従って、「所得政策は本質的に強制的なものであるばかりでなく、現象的にも強権性を増大させてきた」といえよう<sup>15)</sup>。

次に、「所得政策」の基準に関する問題であるが、「隅谷委員会報告」は、現行水準への凍結、全般的生産性基準、部門別生産性基準、全般的生産性上昇率プラス消費者物価上昇率基準、予測方式などのうち、全般的生産性基準を妥当なものとしている。

しかし、いづれの基準が採用されようと、すべて労働者の賃上げを独占の蓄積要求の許容範囲内に抑えつけることであり、「所得政策」という独占本位の賃金決定方式に労働組合の賃金要求を合体させられることである。従って、それは自主的な、本来の賃金闘争のあり方をそこなうものである。るべき賃金闘

14) 「欧米諸国における所得政策」、『調査日報』1974. 3。

15) 相沢与一、米田康夫「国家独占資本主義と所得政策」、『経済』1974. 8、146頁。

争の姿とは、小森良夫氏の指摘されているように、例えばフランスC G Tの如く、労働者の生活実態を賃上げ要求の基礎にすえた大幅賃上げ要求でなければならない。<sup>16)</sup> 例えば、A F L・C I Oの賃金闘争のように実質経済成長率プラス消費者物価上昇率などを要求の基礎におくのは大いに問題なのである。

#### 4 「所得政策」批判

「所得政策」批判のタイプにはおよそ次の7つがある。第一のそれは、「所得政策」を賃金抑制策としてとらえ、その階級性を批判するタイプ。第二は、「所得政策」は資本主義の基本理念である市場経済原理に反するという批判、第三は「所得政策」の物価安定効果そのものを問題にするタイプ。第四は、ある特定の国のある特定の時期におけるコストープッシュ条件つまり「所得政策」導入条件の未成熟をとくことにより、「所得政策時期尚早」論、「所得政策不必要」論を唱えるタイプ。第五のタイプは、労働組合の圧力を背景に、「所得政策」を労働者の利益向上のために十分利用し、「所得政策」を通じ社会主義を実現していくとするタイプ。第六は、「所得政策」に対する労働者の関心の集中を一つの機会として、労働組合の積極的攻勢のための代替的政策例えば労働者統制の要求を提起する必要を強調するタイプ。第七のタイプは、「所得政策」の理論的基礎をなす「成長と物価安定とのトレード・オフ理論」及び「生産性格差インフレ」論を批判するもの。

ところで、以上7つの「所得政策」批判は個々ばらばらに主張されるのではなく、相互に密接な関連をもってなされる。例えば、第一、第三、第七が一諸になって、ある一つの「所得政策」批判の見解を構成したり、第二、第三、が一諸になって、一つの批判見解を形づくったりするのである。だから、実際の「所得政策」批判はこれら7つの批判の複合見解として存在するといってよいのである。このことをことわっておいて、上の7つのタイプを簡単にではあるが、逐一検討してみよう。

---

16) 小森良夫「戦後賃金闘争の国際的経験」、「労働組合の理論」大月書店②、182ページ。

第一のタイプは、「所得政策」を本質的に労働組合から賃金交渉力を奪い、賃金を抑制するための政策であるとしてとらえ、主にその階級性を批判するものである。つまり incomes policy といわれながらも、実際には利潤、地代等は統制の対象から除外され、賃金のみが統制対象とされるという「所得政策」の、片手落ちな反労働的性格への批判である。

これとの関連で、賃金上昇率が生産性上昇率の枠内におさえられ、労働分配率が固定化されることへの批判があり、<sup>17)</sup>又、「所得政策」の基準として、一般に国民経済全体の平均生産性上昇率が採用されることによる、相対的高生産性上昇率部門（概して独占部門）における利潤急増への批判もある。さらには、賃金上昇率を全産業を通じ、一律にすることにより賃金格差を固定化するという批判も成り立つ。

この第一のタイプは「所得政策」批判としては、最もオーソドックスな一般的タイプであり、労働組合やマルクス主義経済学者の立場に代表されるものである。

確かに如何なる「所得政策」も賃金統制のみを対象とするとは公言しない。あくまで利潤・地代・配当・自営業所得・価格に対する統制をも含めた、incomes policy であることを強調する。しかし、如何にその点が強調されようと、「所得政策」はあくまで資本主義における、しかも国家独占資本主義における「所得政策」なのであり、利潤追求を究極原理とする、その体制的制約からして賃金抑制策とならざるをえない。勿論、こういったからといって、「所得政策」は価格や利潤に対する統制を一切行なわないのかというと、そうではない。高木督夫氏の述べられているように「所得政策」もそれなりに国際収支の改善や物価安定を目指していることは確かである。ただ「物価上昇の基本的原因たる国家独占資本主義的インフレ政策や独占価格に手をふれない或はふれる

17) 高須賀義博氏が指摘されておられるように、「所得政策」は労働分配率固定化政策だから、いかなる分配率水準において、それが導入されるかは大きな問題である。もし現在の日本の場合のように極めて低い分配率状況において導入されると、企業者にははなはだ有利で、労働者にははなはだ不利になる。（高須賀義博著『現代日本の物価問題』新評論、274ページ）。

ことのできないという条件下におかれているのである。それ故「各国それぞれの具体的な事情に応じて、賃金以外の所得や非独占価格についての抑制がおこなわれることは十分考えられるところである」<sup>18</sup> という。実際、1966年、アメリカにおける鉄鋼価格についてのガイド・ライン設定に見られるように、価格に対する統制も部分的には行なわれる所以であるが、しかし、それは徹底したものとはならない。それは、概してポーズに終ったり、或は真に政府が利潤・価格統制を行なおうと意図しても、独占の強力な力の前にその無力さを痛感するだけに終ったりするのである。J・R・Campbellがいうようにこの「所得政策」は賃金や俸給を直接に統制しつつ、それを労働者に呑ませるための手段として価格や利潤を間接的に、しかもきわめて不充分に統制するのである。従って、徹底的な利潤規制はありえないのである。<sup>19</sup>

要するに「所得政策」とは、独占資本の強蓄積政策遂行の障害とならないような低水準へ賃金を固定化することであり、勤労人民にとっては、低賃金奴隸化されることである。イギリス農業労働者組合スポーツマンは「所得政策」のこの本質を「最も恥すべき合法的略奪である」と表現した。

ところで、大川報告書はわが国の労働分配率の例外的低さを一つの根拠として、「所得政策」導入不必要論を唱えた。しかし、分配率水準が国際的にみて、高いからといって、「所得政策」導入の必要性が生じるわけではない。なぜなら、分配率は搾取率の間接的表現であるから、分配率の水準が高かろうが低かろうが、搾取強化としての「所得政策」導入の必要性などなんらないのである。

次に、第二のタイプについて少し述べておこう、近代経済学者で「所得政策」に批判的な人達は、概して「所得政策」つまりなんらの統制政策が資本主義経済の理念である自由競争の原理と矛盾するという理由でそれに反対する。例えば、辻村江太郎氏は「自由経済体制の基本である市場調整原理からすれば、むしろ凍結そのものが資源配分の歪みを増大させて、凍結解除を困難にするとい

18) 高木督夫著『日本資本主義と賃金問題』法政大学出版局、207ページ。

19) J. R. Campbell "The Development of Incomes Policy in Britain" Marxism Today March、1965。

う悪循環を生むおそれが大きいのである」<sup>20)</sup>と述べ、合理的資源配分の観点から凍結政策を批判している。又、イギリスの労働運動家、社会主義者といわれる人達の中には、資本主義国の政策当局がそれ自ら生み出した矛盾解決のため「所得政策」＝「計画化」を導入するということはそれ自身がよってたつ体制的基盤を自らほりくずすものであるから、労働者に有利な内容を盛り込んで「所得政策」を十分に利用すれば、体制変革の一武器として利用しうると、唱える人もいる。

さて、「所得政策」が資本主義の自由競争という理念に反するというが、現在の資本主義体制自体が国家の経済への常態的介入の上に成り立つ一種の統制経済としての国家独占資本主義であり、そのこと自体が最早、資本主義の理念である市場経済原理と対立しているといえるのである。

又、資本主義における「所得政策」導入を計画化の推進であり、社会主義への道であるというような楽観的に過ぎると見え方は「所得政策」に対する無理解と資本主義的統制に対する誤った認識に基づいている。木原正雄氏が指摘されているように、独占資本は統制一般に反対するわけではない。「価格引上げを抑制する『統制』には反対」<sup>21)</sup>するが、「おなじ『統制』であっても、独占的高価格を維持するための『行政指導』には、もろ手をあげて賛成する」<sup>22)</sup>これが資本主義的「自由経済」の正体であり、資本主義的統制の本質である。「所得政策」は、元来強蓄積政策遂行のための賃金抑制策として登場したのであり、独占資本の利潤条件の整備政策従って体制を補強するための政策であることは明らかである。故、「所得政策」＝「計画化」＝「社会主義化」というのはあまりも単純な機械的に過ぎる謬見である。

このように「所得政策」の導入イーコル計画化などと単純に理解し、「所得政策」を美化すると、フィナンシャル・タイムズ記者のマイケル・シャンクスの「多くの労働組合指導者には社会主義者が非常に多い。そして、経済のある程度の計画ということを、非常に強く主張している。ところが、そういう社会主

20) 辻村江太郎著『経済政策とインフレーション』東洋経済新報社、はしがき。

21) 木原正雄「物価問題への一視角」、『賃金と社会保障』労働旬報社No.651、36ページ。

22) 木原同上、35ページ。

義的な経済計画を主張する人間が賃金だけについては計画を認めないと云ふことは、自己撞着である」というような批判をくらひ、実は賃金抑制策であり、独占の利潤追求策以外の何ものでもない「所得政策」の導入を合理化せざるをえなくなるのである。

いかに「所得政策」が導入されようと、資本主義体制である以上、価値法則や剰余価値法則の作用から独立することはできない。「所得政策」の目差すものは、資源の合理的な配分にかかわるような意味での計画化ではなく、資源の不公正な配分の拡大にかかわるような、独占の「計画化」つまり利潤増大の、賃金抑制の「計画化」なのである。

今日、多くの欧米の先進資本主義国で、それ自体統制政策であり、資本主義的理念としての市場経済原理と矛盾する「所得政策」導入が直接の問題となっているが、このことは、それ自身と対立し、それをも否定しかねない要素の導入によってしか、それ自身の体制を維持できないほどに、資本主義の矛盾は今日激化し、危機は深化しているということの端的な表現である。1970年を境にして、資本主義体制は全般的危機の第3段階へ突入したのである。資本主義の体制的危機を、それ自らをも否定しかねない一種の危険をおかしながらも、打開していくこうとする資本の積極的攻勢として、先進資本主義国における近時の「所得政策」導入への動きは位置付けられよう。

だから、「所得政策」は、賃金抑制策として独占資本によって推進されるという側面とともに、資本主義体制とは異質なもの、その体制の基礎を脅かすものの導入という点においては、独占資本にとって好ましくないものという側面をも合わせもつ。この意味で「所得政策」は、高須賀義博氏の指摘されるように独占資本にとっての「両刃の剣」である、といえよう。<sup>23)</sup>

次に、第三の批判のタイプについて検討してみよう。そもそも「所得政策」は物価抑制策として導入されるのであるが、その物価安定効果は大いに疑問である。なぜなら、そもそも「所得政策」は物価安定より賃金抑制にねらいをお

23) 高須賀義博著『現代日本の物価問題』新評論、271ページ。

いた政策だといえるからである。「所得政策」がかかげている「適度な物価安定」という目標は、金子・ハルオ氏が適切にも指摘されているように、決して「物価をあげないようにする」ということではなく、「物価の上昇の幅を資本にとって『適度な』線にもっていくこと」であり、またそのことが独占資本に不都合をおよぼすことがないようになるということ」<sup>24)</sup>なのである。

賃金抑制を目指す「所得政策」は、労働者階級の非常に強い反撃をうけ、従来ほとんどといってよいほど成功しなかったと言われている。その際の成否の基準となっているのは物価安定に対する寄与度である。確かに、短期間に限っていえば、例えば1967年のイギリスにおける一時的凍結、或は1971年8月15日のニクソンの新経済政策における「賃金・物価の90日間凍結」のように「成功」した例もある。しかし、これは実際の「所得政策」の経験の中では例外に近いものである。しかも、この「成功」も短期に限っていえることであり、長期的に見れば、基調的には「所得政策」は失敗であったといえる。

ところで、シュルツ米財務長官は、「所得政策」は「短期的には有効だが、長期的インフレ対策としては落第なのである」と述べたことがある。これは厳密ではない。短期的には稀に成功したかに見えるケースがあるが、長期的に見ればすべて全く落第であると述べるべきであろう。「所得政策」の成功例としてよく掲げられるアメリカの1971年8月15日の始まる「賃金・物価の90日間凍結」も、現象的には、短期的に物価を鎮静せしめたかの如くであるが、それは物価上昇の真の原因そのものにメスを入れたのではなく、その原因は放置したまま無理やり強引に上昇しようとする物価を上から抑えつけ、その上昇をあとに押しただけである。<sup>25)</sup>従って、凍結が解除されると、物価はせきを切ったように暴騰したのである。却って、「所得政策」が物価の騰貴を促進したのである。

ちなみに、ニクソン政権下の「所得政策」期間における物価と経済成長の推移を見ると次のようになる。確かに、現象的に見る限り、8月15日からの「賃

24) 金子・ハルオ「所得政策の理論の『批判』」、『労働組合運動の理論』大月書店②、190ページ。

25) ニクソンは「利潤が多ければ全国民が利益をうける。利潤は経済を拡大させ、多くの職場をつくり出す。米国の製品の競争力を増大させる」とさえ述べたのである。

金・物価の90日間凍結」措置、「所得政策」の第一段階は成功した。又、それに続く73年1月までの第二段階も比較的成果をおさめた。しかし、それもここまでだった。73年8月までの第三段階、74年4月までの第四段階へとうつるにしたがって、成果はあがらず、むしろ漸次物価は騰貴し、今年の四月末には朝鮮動乱時代以来の物価高騰という背景の下、「所得政策」は解除やむなきに至ったのである。1972年中の物価上昇率は3%と比較的安定的なところにとどまり、名目成長率は9.7%と66年以来の最高値を記録した。しかし、第二段階に至ると、農産物、原材料などの大幅値上がりが始まり、この期に既にインフレ再燃の兆候がみえ始めたのである。かくして、物価上昇テンポは1972年後半くらいから速くなり、第三段階にはいるや、一挙に物価が急騰した。「1973年6～8月の間のCPI、WPIの『瞬間スピード』は、年率でそれぞれ、13%，30%であり、また8月の対前年同月比ではCPIは7%，WPIは19%の上昇である。これは朝鮮戦争勃発時のときのCPI8%，WPI11%を上回るインフレ率である」<sup>26)</sup>。この経過から推し量るに、既に「成功期」といわれる第一段階、第二段階において、第三段階以降の物価急騰の準備がなされていたといえよう。さらに、この期間において「所得政策」は物価安定どころか、むしろ結果的には一層の物価騰貴に貢献したとさえいえないこともある。

さもあらん。従来実施された「所得政策」のほとんどは商品価格や諸所得の統制をうたいながら、実質的には賃金抑制のみにその政策の焦点をあわせていた。しかも、「所得政策」とはそもそも本質的にそのようなものなのである。物価騰貴の根因たるインフレ的財政、金融政策や大独占の独占価格設定に何ら手をふれることなく、物価を安定させられようはずがない。

「所得政策」が物価騰貴の真の原因（独占価格形成やインフレ的財政金融政策）にメスをいれられない以上、フランスの経済学者ピエール・マッセがいうように「所得政策は物価が安定しているときでないと決して成功しない」つまり、本来「所得政策」が必要とされない時にしか機能せず、必要な時には全く

---

26) 三木谷良一「アメリカインフレ率の下方硬直性」、『経済評論』1973年12月号、89頁。

有効でないということになる。そもそも物価が騰貴し、生活の観点からいって当然、賃金が上昇しなければならない時に、賃金抑制を本質とする「所得政策」を実施しようとするのは不合理そのものであり、労働者の強い反対をうけ、当然失敗せざるを得ないのである。

「所得政策」はたとえていえば、「病人を氷の水の中に入れ、げねつ済で体温を冷やして熱を下げようとする」<sup>27)</sup>ようなものであり、「熱が高くなっているのは風邪をひいているという理由がある。その原因にメスを入れるのではなく、結果だけを見て、それを力で抑えようということである。病人を氷の水の中に入れると、熱が高くなっている原因をさらに大きくしている」<sup>28)</sup>のである。

実際の「所得政策」の展開は、アメリカやイギリスの経験が示すように、まさにこの通りになっているのである。凍結を解除するたびに一層の物価上昇を繰り返し、やむなく再統結を余儀なくされているのである。的はずれな治療はかえって、病因を大きくする。ところで、金森久雄氏は、「所得政策の成功、不成功的判断はそれをやらなかつた場合とくらべ、物価の上がり方がゆるやかになつたかどうかを基準にすべきだ」と述べ、いくつかの計量経済学的研究はその物価安定効果をみとめていると主張し、「所得政策」は各国で一様に不成功に終ったという一般的評価に対して強い不満の意を示されている。<sup>29)</sup>しかし、現実の欧米における「所得政策」の経験は、「所得政策」がおしなべて長期的に見れば、物価上昇の原因をさらに大きくし、物価安定どころか、むしろ物価急騰に作用したことを示している。

「所得政策」が物価安定策として効をそうするためには吉田義三氏が適切にも述べられているように「物価の決定者としての大企業が賃金コスト上昇の一部を利潤マージンの縮少によりカバーするという態度をとることが必要」<sup>30)</sup>なのであるが、しかしそもそも「所得政策」にかかる態度を要求することは無理である。

27) 宇沢弘文「政策インフレと所得政策」、『月刊労働問題』11ページ。

28) 宇沢、同上11ページ。

29) 金森久雄「日本型所得政策の可能性」、『経済評論』1971年3月号、83ページ。

30) 吉田義三「物価安定と経済政策」、『経済評論』1968年11月号、38ページ。

なぜなら「所得政策」はそもそも国家独占資本主義の政策であり、国家独占資本主義的経済成長を遂行するための利潤追求政策であるからである。例えば、「態谷報告書」が掲げる「所得政策」の目的「経済成長と適度な物価安定との両立」の意味するところは、経済成長は利潤の増大を前提とするから、結局のところ独占資本の利潤追求を効率化にする水準に物価を確定するということであり、そのために賃金を抑制するということなのである。従って「所得政策」は本質的に利潤規制と相容れないものである。だから、必ず労働者の強い反対をうけ、失敗せざるをえないということになる。例えば、「隅谷委員会報告書」においては、諸外国の「所得政策」の失敗の理由は需要インフレか、コストインフレか、輸入インフレか、需要シフトインフレかの、インフレ原因の十分な検討のないまま、まず総需要政策を行ない、それに効果がないと「所得政策」を採用するというような安易な誤ったインフレ対策をとったことによるのだと述べ、需要抑制が効果をあげないから、「所得政策」という発想を問題にしている。しかし、諸外国の「所得政策」失敗の理由はもっと深いところにあるのである。「所得政策」が賃金抑制従って利潤無統制という本質をもつ限り、その導入によっては如何なる原因によってインフレがおこっていようが、成功しないのは当然である。

しかし、「所得政策」の成功、不成功的基準を物価安定ということではなく、それに独占が託しているものに対する貢献度つまり賃金抑制効果、労働者の運動の抑圧効果という点から考えると、欧米における「所得政策」の導入の歴史は不成功的歴史というよりも、むしろ一つの成功の歴史だったともいえるであろう。事実、労働者階級の闘争の高揚の中にあって、「所得政策」は、一定程度の賃金上昇の抑制効果を發揮してきたのである。

第四の批判のタイプは、労働市場における価格支配力や生産物市場における価格支配力の存在を実証分析を通じて否定し、「所得政策」導入の時期尚早をとくものであるが、これには労働市場における市場支配力の存在を否定するもの、或は生産物市場における価格支配力の存在を否定するもの、又は両方を否定するものがある。

「大川報告書」・「隅谷委員会報告書」はともにコスト・インフレ条件の未成熟という認識から、「所得政策時期尚早」論の立場にたっている。ところで、この結論は各々の分析時点において「所得政策」導入を否定した点でそれなりの評価をうけているが、その評価はもっと吟味される必要がある。問題点の一つは現状における賃金抑制の必要性は否定したが、将来のそれを否定しなかった点であり、もう一つは、現状において、生産物市場の価格支配力の存在を否定し、現実におこなわれている独占価格の設定を看過し、価格や利潤の規制の必要性を否定した点である。

賃金抑制という意味での「所得政策」の導入の必要性は資本主義の下では、如何なる状況の下でも全くない。なぜなら、資本主義の下では原理的に賃金コスト・インフレなどというものは起こり得ないからである。資本主義の下では原理的には賃金上昇は唯、利潤を減少させるのみで、何ら物価を上昇させはしない。独占段階にあっては、概して賃金上昇と物価上昇とが同時に生じたりするが、それは賃金上昇を口実に独占資本が独占価格を設定することの結果として物価が上昇するのであり、そのもとで賃金上昇が必然化するのである。賃金が物価上昇の原因ではない。逆である。だからこの意味での「所得政策」は時期尚早というのではなく、将来においても全く必要ないのである。

ところで、長洲一二、正村公宏氏は革新政権のもとでも、野放図な賃上げはゆるされないとして、民主的革新政権下での「所得政策」の必要性を唱えたが、この理論は、如何に民主的な革新政権といえども、資本主義の下での政権である以上、資本主義的賃金法則の作用から免れることはできないという原理的なところを認識していない誤った見解である。賃金は、資本主義の下では、如何に上昇しようと物価を引上げることはない。従って、物価安定策として賃金を抑制する必要は全くないし、行なっても効果はない。民主的革新政権の下では、独占価格に対する統制、利潤に対する統制が強化されることや、大資本本位の「有効需要」創出政策、インフレ政策もなくなるから、物価も比較的安定し、賃金も「野放図」な上昇をすることもないと考えられよう。それ故、民主的な革新政権の下では、賃金抑制という意味での「所得政策」は必要なく、利潤規

制という意味での「所得政策」のみが心要なのであり、事実、一定の限度があるとはいえる、可能なのである。

もし、近代経済学者や両報告書が、コスト・インフレであれば、「所得政策」を導入しなければならないという自らの言葉に忠実であるならば、賃金抑制という意味での「所得政策」は永久に行なう必要はなく、価格、利潤規制という意味での「所得政策」は資本主義の下では常態的に実施する必要があると主張すべきである。所得という名目のもと、本来全く異質である賃金と利潤とを同一次元でとらえ、両者を共通に統制の対象にするなどというのはおよそ非科学的である。資本主義の下で、真の意味での完全な価格・利潤規制が果して可能であろうか。答えはNOである。要するに、「所得政策」とは、自らが生みだした矛盾を物価抑制という口実の下、労働者に犠牲を転嫁することによって解決しようとする、危機の深化した段階の下での、国家独占資本主義の新しい政策である。

第五のタイプはM・B・BrownやR・Harrisonに代表される見解で、「所得政策」そのものに対し反対するのではなく、それを体制変革の武器として労働者が積極的に利用すべきことをとく理論である。

この見解の基本的内容は佐藤昇氏の紹介によれば次のようになる<sup>31)</sup>。盲目的経済力の支配する市場の中でのみ大きな力を行使しうる企業者は、「所得政策」の実施によって賃金決定に際し、その力の自由な行使を制約され、一定の民主的テストに委ねることになる。それ故、「所得政策」の導入そのものは長期的に見れば、企業者にとって一つの大きな危険を賭すことを意味するのである。従って、労働組合は「所得政策」を導入しようとする企業者の要求を一つのチャンスとしてとらえ、労働者の立場を強めるような全般的協定をかちとるために政府を利用すべきである。その時この危険は現実のものとなる。ところで労働組合は、「所得政策」の中心を価格統制にすえるべきである。しかも現代資本主義の下では、政府による価格統制を容易にする条件は存在している。その際、固

31) 佐藤昇「イギリスの所得政策論争」、『岐阜経済大学論集』第1巻第1号。

定価格の枠内での品質を変更させようとする、企業者の欺瞞的行為は今日の教育水準の高い労働者により監視されうるであろう。以上が骨子である。<sup>32)</sup>

ところで、この見解に関しては、「所得政策」批判の第二のタイプについて論評しているので、ここで改めて述べることはしない。

第六のタイプはTopham, ken Coatesなどに見られる。その骨子は佐藤昇氏の紹介をかりれば次のようになる。<sup>33)</sup> 「所得政策そのものには反対するが、所得政策の問題がもち出され、その論議が労働者の関心を集めていることを一つの機会としてとらえ、労働組合が攻勢に出るための代替的な政策（たとえば労働者統制の要求）を提起する必要を強調するものである。……それは新資本主義的な経済計画化の論理の必然的な結果として、所得分配の計画化という体制の核心にふれる問題を提起することによって、資本主義のもとでの所得分配ひいては生産の管理という問題に労働運動を直面させるという見方が横たわっている」。<sup>34)</sup>

次に第七のタイプについて検討しよう。「態谷報告書」は「所得政策」の理論的基礎として、トレード・オフの理論をおいているが、それは次のような式で示しもう。

$$(i) \dot{P} = f(w) - f'(w) > 0$$

$$(ii) \dot{W} = F(u) - F'(u) < 0$$

$$\left( \begin{array}{ll} \dot{P} & \text{物価上昇率} \\ U & \text{失業率} \end{array} \quad \begin{array}{l} \dot{W} \\ \text{賃金上昇率} \end{array} \right)$$

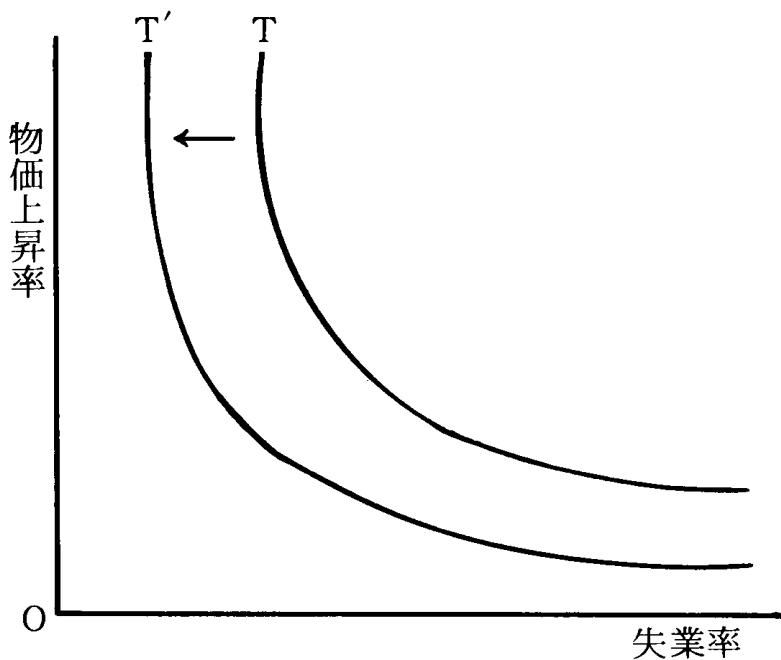
(i)(ii)より失業率と物価上昇率との逆相関（トレード・オフ）関係が導かれる。これをグラフ上の曲線として示すと、下図に示されているようなトレード・オフ曲線となる。「所得政策」の理論的意味をトレード・オフ曲線を使って示せば、「所得政策」とはトレード・オフ曲線TをT'へシフトさせることをねらっ

32) "Income Policy a reply from M. B. Brown & R. Harrison" N. L. R. No.37, 1966.

33) 佐藤昇前掲論文。

34) A. J. Topham "Incomes Policy—The Background to the Argument" The Socialist Register 1965.

Ken Coates "Incomes Policy—A Strategy for the Unions" The Socialist Register 1966.



た政策であるといえるのである。

(i)(ii)命題はケインズ経済学の理論であるが、いづれも科学的に正しくない理論である。この点は金子ハルオ氏の「所得政策の『理論』の批判」(『労働組合運動の理論』②所収)に詳しく論述されているので参考されたい。唯、要点のみを述べると、(ii)は「経済成長→失業率減少（完全雇用へ）→賃金上昇」という論理である。まず「経済成長→完全雇用」という論理であるが、資本主義的経済成長は資本蓄積であり、資本の有機的構成の不斷の高度化を背景とした累進的な相対的過剰人口の創出過程であるから、これは原理的に正しくない。例えば、実際、わが国における昭和35年以降の所謂労働力「不足」過程が戸木田嘉久氏が実証的に明らかにされているように実は不斷の相対的過剰人口の累積過程であり、賃金の「低位平準化」過程であったということはこの論理を事実をもって否定しているといえよう<sup>35)</sup>。次に「完全雇用→賃金上昇」に関してであるが、よしんば「経済成長→完全雇用」を認めたとしても、失業規模の縮少は即賃金上昇に結びつくものではない。失業規模の縮少は労働力の需給関係を労働者に有利に変化させ、賃金闘争を有利にするだけであって、自動的に賃金上昇に結びつくものではない。ところで、失業率と賃金上昇率との間の逆相関関係をグラ

35) 戸木田嘉久「最近の資本蓄積と低賃金構造」、『立命館経済学』第13巻第3号。

フ上の曲線としてあらわしたものを見れば、フィリップス曲線（The phillips Curve）<sup>36)</sup>という。このフィリップス曲線の利用は過度の物価上昇を伴わない経済成長の達成のための目安をわれわれに与えうると一般にいわれる。フィリップスは失業率が2.5%以上になれば物価安定が期待できると示唆した。

しかし、スタグフレーション現象は事実をもって、経済成長と物価安定の二律背反をとく、このトレード・オフ理論の誤りを実証している。

このスタグフレーションという言葉は、不況と物価騰貴の併存を意味し、1970年の英國議会で故I・マクラウド蔵相が初めて用いて以後、一般化したものであり、スタグネーションとインフレーションとの合成語である。又、スランプレーション（Slumpflation）などという言い方もあり、又、若干ニュアンスのちがいがあるとはいえ、アメリカではインフラグネーション（Inflagnation）などともいわれる。この現象が国際的規模で一般化し、広く注目されるようになったのは1970年頃からである。だから、1970年代にはいって、「所得政策」導入が世界各国で活発に論議されるようになったのである。しかし、この現象 자체はすっと遡って、1957～58年の不況期のアメリカにおいて始めて現われ「新しいインフレーション」などと呼ばれたのである。この現象は需要が旺盛な好況期には、物価は上昇し、需要が足りなくなり、供給過剰となる不況期には物価が下落ないしは上昇率を鈍化させるという経済学の通念からすれば解せない現象であった。

要するに、(ii)は古典的なブルジョア賃金論の典型である「生産性賃金」論、「賃金わけまえ」論なのである。これは、生産性の上昇は自動的に賃金上昇につながるとして資本の成長政策へ労働者を協力させるとともに、賃金が上昇し過

36) A. W. フィリップスは、『Economica』誌上に発表された “The Relation Between Unemployment and the Rate of Change of Money Wage Rates in the United Kingdom, 1861～1957” (1958年) という論文の中で英國について1861年から1957年の期間の失業率の変動と貨幣賃金率の変動との間に強い相関関係を検出した。又、さらにこの研究を進め、過去の合衆国の資料 (1935～59年) 分析を通じ、ポール・A・サミュエルソンとロバート・M・ソローはフィリップス曲線を推定し、物価安定のためには失業率5.5%の犠牲が必要であると指摘した。さらに、R・G・リプシーはフィリップス仮説を補い、それを理論付けたのである。

ぎれば企業利潤を減じ成長を鈍化させるとして賃金抑制を正当化する理論である。

しかし、賃金は、これらの理論の主張するように付加価値の分配ではない。それは本質的には労働力の価値によって決まるものなのである。

(i)は「賃金・物価の悪循環」論である。賃金上昇が物価上昇の原因であるという、この理論は科学的には全くの謬見である。商品の価格は商品の価値によって規定され、その価値を基軸にして、需給関係によって変動する。だから需給関係の変化を度外視すると、原理的には商品価格の変化は、商品価値自身の変化か、商品の価値を表現する貨幣商品の価値の変化によってしかもたらされない。<sup>37)</sup>しかし、商品価値はその生産物の生産に社会的に必要な労働時間によりきまるのであり、賃金上昇は商品価値に何らの変化も与えない。同様に賃金上昇は貨幣商品の価値にも何らの影響も与えない。従って、需給関係に変化なきものとすれば、賃金上昇は唯、利潤を減少させるだけであり、価格に変化は与えない。賃金が上昇しても、利潤が減少し、従って、搾取率が減少し、労働分配率が大きくなりさえすれば、価格は何ら上昇しない。賃金上昇を口実に、それを価格に転嫁して、賃金の実質価値を低め、自己の利潤を温存しようとする資本家の行動こそ問題なのである。利潤の不可侵性、「適正労働分配率」などといって、一定利潤を与件化し分配率を固定化し「フルコストの原則」をつらぬこうとする資本家の行動原理のイデオロギー面での一つの反映が「賃金・物価の悪循環」論なのである。

ところで、この「賃金・物価の悪循環」論は、アダム・スミスにもみうけられる。一般にいわれているように、スミスの価値・価格論は分解価値説と構成価値説との二元論的なものである。このうち、リカードやマルクスにより、のち、完膚なきまでに批判された構成価値説(生産費説)という誤った理論が「賃

37) 「商品価格が一般的に上がるのは、貨幣価値が変わらなければ、商品価値が上がる場合だけであり、商品価値が変化しなければ、貨幣価値が下がる場合だけであり」（『資本論』大月書店版、大内兵衛、細川嘉六監訳、131ページ）。

金・物価悪循環」論へとつながるのである。<sup>38</sup> 他方、スミスの価値・価格論における科学的に正しい側面としての分解価値論はリカードにおいて継承発展させられ、マルクスにおいて完成される。この正しい科学的な価値論は賃金上昇は利潤減をもたらすのみであることを明らかにしている。賃金の全般的上昇が物価へ与える影響に関するマルクスの見解の骨子は次のようなものである。

一定額の賃金上昇が利潤率へ与える影響は、各部門の資本の有機的構成の相違によって異なる。資本の有機的構成の高い部門ほど利潤率の低下幅は小さい。従って、賃金の全般的上昇は、部門間に利潤率格差を生ぜしめる。しかし資本間の自由競争が保証されている下では、利潤率格差は一時的経過的現象でしかない。なぜなら自由競争下では、資本相互の競争、資本の自由移動を通じ、利潤率格差は是正され、以前より低い水準で利潤率は平均化される。その結果、各部門の生産価格は変化（資本の有機的構成が社会的平均構成より高い部門の生産価格は低下し、低い部門の生産価格は上昇する。社会的平均構成の部門のそれは不变である）するが、社会的には資本の有機的構成の高い部門の生産価格の低下と低い部門の上昇が相殺され、商品の総価値と総生産価格つまり物価水準は不变であり、一般利潤率が低下するのみである。

ところで、以上が賃金上昇と物価水準との原理的関係であるが、独占資本が生産及び市場支配力を有する独占段階においてはこの関係はそのまま適用されない。なぜなら独占は競争の制限を通じ、利潤率平均化の直接的規定をうけず、生産及び市場支配力を背景に賃金上昇を価格へ転嫁し、独占価格を設定して利潤の減少をふせぐ。かくして、独占段階では賃上げがおこなわれると、物価が上昇することになる。しかしこのことは、賃上げが独占価格上昇の、従って物価上昇の原因だということを意味しない。金子ハルオ氏がいわれているように、賃上げが独占価格引上げの一つの口実につかわれているにすぎないのである。このことは「独占価格のひきあげはもともと賃金の上昇がみられない場合にも、

38) 「進歩した社会では、この三つのすべて（賃金、利潤、地代）が大部分の商品の価格のなかに、その構成部分とに多かれ少なかれはいりこんでいる」（『国富論』大内兵衛、松川七郎訳第一分冊、196頁）。

独占資本の必要におうじて適時におこなわれるという事実をみるならば、いっそう明白である」。<sup>39</sup>

この独占段階において、賃金の全般的上昇が物価へ与える影響は如何なるものであろうか。今、資本の有機的構成の高い部門を独占部門、低い部門を非独占部門と考えれば、自由競争下では賃金の全般的上昇によって低下した、資本の有機的構成の高い部門の価格は、独占段階にあっては、その供給と市場の独占力によって低下せず、維持される。他方、非独占部門にあっては、自由競争段階と同様、価格は上昇傾向を辿る。だから独占価格の設定により、資本の有機的構成が社会的平均的構成より低い部門の価格上昇が資本構成が社会的平均構成より高い部門の価格低下によって相殺されるということがなく、総価格、物価が上昇する。従って両部門の利潤率格差は長期的なものとなり、「相対価格の変化」も生じる。その中で物価が全般的に上昇するのである。

しかし、独占価格といえど、需要要因から全く独立的に持続的設定を行ないうわけではない。従って、独占段階にあっても、人為的「有効需要」の創出によって補完されない金本位制のもとでは、独占価格の設定は大変狭い限界に制約され、物価の上昇傾向も恒常的とはなりえない。それ故、管理通貨制のもとにあって、つまり国家独占資本主義による不断の人為的「有効需要」の創出が前提となって、始めて独占価格の恒常的設定と物価の全般的上昇傾向が生まれるのである。

だから、結論としていえるのは、賃金上昇が物価上昇の原因ではなく、物価が上昇するから賃金上昇が余儀なくされるのである。物価上昇の原因是、基本的には大企業による独占価格の設定と国家独占資本主義のインフレ的財政金融政策であるといえよう。

ところで、この科学的には全くの謬見である「賃金・物価悪循環」論が、今日において益々その「生命力」を強くし、政府・財界・近代経済学者達の「公認」の理論として、彼等の間で強い市民権をもっているのである。例えば、「經

---

<sup>39</sup> 金子ハルオ「所得政策の『理論』の批判」、「労働組合運動の理論」②大月書店、211ページ。

済企画庁」は、今年の4月半ばの閣議了承に基づき、内田経済企画庁長官の指示により進めてきた「所得政策」を含む賃金問題についての検討の第一段階の作業として、今年の5月15日「大幅賃上げによる物価への影響」という分析をまとめた。ところで、この分析は明らかに「賃金・物価悪循環」論を基礎においている。

それでは、今次春闘による平均32%の賃上げは全産業平均の生産者価格を8.9%，卸売物価を9.5%，消費者物価を9.9%押し上げると結論されている。又、この分析は業種によって賃上げの影響は大きく違うと指摘している。それによると、不動産は2.1%，食品5.4%，一次金属5.6%など影響の小さいのから、鉄業16.7%，サービス13.4%，運輸12.1%と大きいのまで色々である。

ところで、この試算については、雑誌『経済』1974年7月号、「『大幅賃上げ・物価上昇論』批判」で、角瀬保雄氏が適切な批判を行なっていられるので、それを紹介しておこう。その分析の結論を先きにいえば、32%の賃上げは今まで21.3%あった売上総利益をたった3.57%ないしは6.71%減らすだけで物価は安定的でありうるというものである。それは次のように説明される。大蔵省の『法人企業統計年報』1972年版によると売上原価を100とすると、労務費は11.9，販売価格は121.3，従ってアラ利益は21.3となる。そこで賃金30%の上昇による原価へのハネ返りはわずか3.57% ( $0.119 \times 0.3 = 0.0357$ ) に過ぎないのである。このモデルは、ある国において、ある特定の企業のみが30%の賃上げを行なった場合を想定し、その賃上げがその企業の価格へ及ぼす影響を考えたものである。

では全体として賃金が一律30%上がった場合はどうなるであろうか。この場合、当然労務費以外の他の原価要素に含まれる賃金部分も30%上がる。そして他の原価要素に占める賃金割合も11.9%とすると、30%の賃上げによる原価へのハネ返りは3.14% ( $0.881 \times 0.119 \times 0.3 = 0.0314$ ) であり、先程の3.57%を加え6.71%となる。仮令、アラ利益が6.71%減っても、ちゃんと14.59%のアラ利益は保証されるのである。要するに経済企画庁の試算は賃上げ分が価格転嫁されるものと前提しているが、今の角瀬氏の分析は賃金上昇分は利益で吸

収することが十分可能であることを明らかにしている。

ところで、この「賃金・物価悪循環」論を基礎にした経済企画庁の分析が「所得政策」の導入についてはまだ白紙だといいながら、「所得分配問題研究委員会」（委員長馬場啓之助一橋大学名誉教授）発促を示唆したりして、「所得政策」導入の方向を事実上、模索しているのに対し、今年の5月15日にまとめられた労働省の「大幅賃上げとその問題について」は、わが国の現状における賃金コスト・プッシュの存在を否定し、「労使関係を悪化させる懸念が強い」として、所得政策不要論を明らかにした。

労働省の分析は、要するに30%をこえる大幅賃上げに対する寄与率は狂乱物価や便乗値上げ等の一時的特殊事情により、消費者物価騰貴と企業収益上昇要因が最も強く、両者で70%強となるものとして、どちらかというと賃金上昇が物価上昇をもたらすというのではなく、物価上昇が賃金上昇をもたらすという見解を示している。さらに分析は30%をこえる賃上げが物価へ及ぼす影響について、先取り値上げ分のはき出しによる“吸収”あるいはボーナス・残業手当の減少による、賃上げ幅にくらべての人工費総額の伸び率の低さなどを指摘し、賃上げによる物価への影響は小幅にとどまるものとしている。

確かに、この労働省の分析は、経済企画庁の先程の分析とは、現状において賃上げが物価に与えるであろう影響度合についての認識或いは現状における「所得政策」導入に対する態度において異なっている。それは経済企画庁の分析よりは現状認識においてより深いものがある。しかし、それは、賃金と物価との基本的関係についての認識に関して、賃金が物価を押し上げるという関係を原理的に認めている点においては経済企画庁の分析と変わりなく、非科学的である。それは、唯、現状では賃金上昇が物価を押し上げている主因ではないというだけであって、賃金上昇が物価上昇をもたらすということはありえないという科学的見解の否定を、その分析の基礎としている点において、つまり「賃金、物価の悪循環」論を理論的前提として承認しているという点において経済企画庁の分析と本質的には変わらないといえるのである。

ところで、労働省の、この立場（賃上げは物価上昇の主因ではない。従って、

理状における「所得政策」導入は不必要であるという立場)は7月16日の閣議で報告された「昭和48年労働経済の分析」(「労働白書」)においても基本的に堅特さっていた。そこでは「48年から49年はじめの物価急騰は賃金上昇によるものではない」、「今春闘の大幅賃上げは物価上昇を反映したもので、当面の物価への影響を最小限に抑えられる」と述べられていた。

ところが、8月に至るや、この立場は、「賃上げが物価上昇をもたらしている。従って、大幅賃上げはおさえられねばならない」という立場に急変した。この態度の急変は、8日の関西財界との懇談会での長谷川労働大臣の発言や「所得政策」導入を検討するための、労働大臣の私的諮問機関である「賃金物価懇談会」の発促(21日)等に端的に示されている。<sup>40</sup>

---

40) 「労資が賃金問題についてこれまでと同じ態度をとりつづけるならば、賃金が物価上昇の主因であるという批判はまぬがれなくなる」。